

中間貯蔵施設環境安全委員会（第2回）

平成27年9月12日（土）

14：30～16：00

いわきワシントンホテル椿山荘
3階アゼリア

議事次第

1．開会

2．議題

- （1）中間貯蔵施設に係るパイロット（試験）輸送の実施状況等
について
- （2）その他

3．閉会

配付資料一覧

資料1 中間貯蔵施設に係るパイロット（試験）輸送の実施状況等
について

参考資料1 中間貯蔵施設環境安全委員会委員名簿

参考資料2 中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱

参考資料3 中間貯蔵施設環境安全委員会（第1回）議事録

http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/safety_commission/pdf/safety_commission_02_150413.pdf)



中間貯蔵施設に係る パイロット(試験)輸送の 実施状況等について

平成27年9月

環境省 福島環境再生事務所

中間貯蔵施設への輸送等に係る経緯(平成27年3月～)

時期	内容
平成27年3月	13日に <u>大熊町</u> 、25日に <u>双葉町</u> から搬出を開始。
平成27年4月	10日に <u>田村市</u> から搬出を開始。 13日に <u>第1回環境安全委員会</u> を開催。
平成27年5月	26日に <u>富岡町</u> から搬出を開始。
平成27年6月	8日に <u>川内村</u> 、22日に <u>広野町</u> 、23日に <u>浪江町</u> 、26日に <u>葛尾村</u> 、30日に <u>楢葉町</u> から搬出を開始。
平成27年7月	<u>夏休みを利用した学校からの搬出</u> として、18日に <u>棚倉町</u> 、27日に <u>郡山市</u> から搬出を開始。 21日に <u>第1回中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会</u> を開催。
平成27年8月	5日に <u>中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議</u> を開催。 19日に <u>浅川町</u> から搬出を開始。(学校からの搬出)
平成27年9月	1日に <u>いわき市</u> から搬出を開始。 <u>積雪による影響等を勘案した会津地方からの搬出</u> として、8日に <u>会津美里町</u> から搬出を開始。 他市町村からも順次搬出を開始していく。

パイロット(試験)輸送と保管場(ストックヤード)について

【パイロット(試験)輸送】

大量の除染土壌等を輸送する段階に向け、安全かつ確実に実施できることを確認するため、概ね1年間程度実施。

パイロット(試験)輸送の段階から、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を行い、安全かつ円滑な輸送を実施。

各市町村からそれぞれの現地状況に応じて概ね1,000m³程度を輸送。

【保管場(ストックヤード)】

目的：中間貯蔵施設の具体的な配置図に沿った本格工事が始まるまでの間、施設予定地内に除染土壌等を一時的に保管する保管場(ストックヤード)を整備する。

保管容量：合計5万m³程度

(第一弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度

(第二弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度

(第三弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約0.6万m³程度

保管量(平成27年9月9日時点)

大熊町保管場：7,703m³

双葉町保管場：5,447m³ 計13,150m³

輸送した大型土のう袋等1袋の体積を1m³として換算した数値

スクリーニング結果

保管場等から退出した工事関係車両は全て基準値(13,000cpm)未満であることを確認。



保管場への定置作業



スクリーニング作業

パイロット(試験)輸送の状況

(平成27年9月9日時点)

工区	市町村	輸送開始	輸送完了
大熊工区	大熊町	3 / 13	4 / 7
	田村市	4 / 10	5 / 25
	富岡町	5 / 26	6 / 6
	川内村	6 / 8	7 / 10
	広野町	6 / 22	7 / 10
	棚倉町	7 / 18	8 / 4
	浅川町	8 / 19	8 / 28
	いわき市	9 / 1	
	会津美里町	9 / 8	
双葉工区	双葉町	3 / 25	4 / 14
	浪江町	6 / 23	8 / 4
	葛尾村	6 / 26	8 / 6
	楢葉町	6 / 30	
	郡山市	7 / 27	9 / 9

輸送開始前に、住民への周知等も実施。

上記以外の市町村についても、関係市町村等と調整し、順次実施予定。

パイロット(試験)輸送に当たっての主な安全対策

輸送対象物と輸送車両の一元的な管理

- 輸送をする全ての除染土壌等を入れた大型土のう袋等に中身や重量などが分かるタグ(札)を付け、全数管理。
- 輸送車両の輸送状況をGPS()を活用して常時把握し、万が一問題が生じた場合にもすぐに対応。

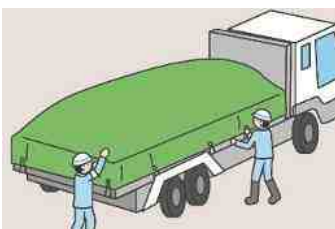
GPS: 数個の衛星からの信号を受信機で受け取り、現在位置を知るシステム

- 上記情報を環境省とJESCOが一元的に管理し、安全な輸送を実施。



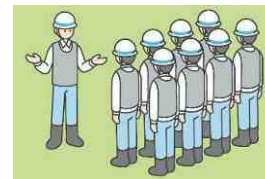
除染土壌等の飛散流出防止対策

- 除染土壌等は遮水性を有する大型土のう袋等に入れて輸送。
- 大型土のう袋に破損等が確認された場合は新しい大型土のう袋に詰込み。
- 輸送車両の荷台をシートで覆うことなどにより飛散を防止。



運転者と作業員の教育

- 輸送前に運転者や作業員の教育や研修を行い、本事業の重要性や放射性物質に汚染された土壌等を扱うに当たっての意識と技能等を高める。



輸送ルート上の道路交通対策

- 輸送ルート上の狭い道路などに交通誘導員を配置し、注意喚起の看板を設置するなどにより、輸送車両が一般車両や一時帰宅者に常に配慮し、事故防止を徹底。

急カーブ注意

交通安全厳守

安全運転厳守

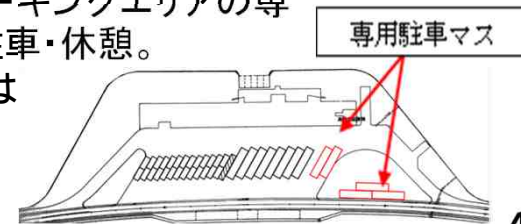
保管場におけるスクリーニング

- 輸送車両が保管場から退出する前には放射線量を測定(スクリーニング)し、基準値以上であれば洗浄等を行うことにより、周辺道路等の汚染の防止を徹底。



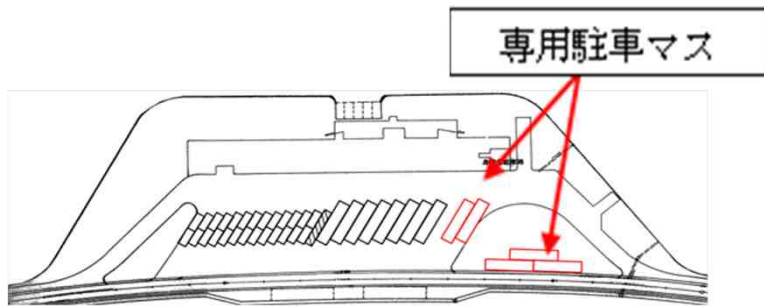
輸送車両は、専用の駐車マスで休憩

- 高速道路を利用した輸送では、差塩パーキングエリア及びならばパーキングエリアの専用マスにて輸送車両は駐車・休憩。
- 輸送車両の利用時間帯は監視員を配置。



高速道路の利用について

除染土壌等の輸送には、できる限り高速道路等を活用するとともに、差塩パーキングエリア及びならはパーキングエリアに設けた専用マスにて駐車・休憩
 輸送車両の利用時間帯はパーキングエリアに誘導員を配置
 NEXCO東日本の協力を得て、パーキングエリアに、高速道路利用者に向けた除染土壌等の輸送に関するお知らせを掲示



パーキングエリア内専用マス設置のイメージ



パーキングエリア内専用マス利用の様子

高速道路をご利用の皆さまへ

福島県の復興に不可欠な中間貯蔵施設への輸送を行っています。
 (福島県内で発生した除染土壌等を輸送しています)

7月18日より、磐城圏・東北圏の利用及び休憩施設の利用を開始しました。

皆様は、福島県内・関東に不特定な中間貯蔵施設等への除染土壌等の輸送を行っています。本格的な大量輸送開始の前には、安全かつ確実な輸送を確保できるよう安全対策を講じました。福島県内の各中間貯蔵施設へ輸送する除染土壌(パイロット輸送)が行われており、7月18日より休憩施設等を利用したパイロット輸送を開始しているところでありますが、7月18日より、磐城圏・東北圏の各中間貯蔵施設を利用したパイロット輸送を開始いたします。そのほか、7月18日より、磐城圏・東北圏の各中間貯蔵施設(QS&PAV)下)に輸送施設等の設備増設が完了しました。

対象となる高速道路：常磐自動車道、磐城自動車道、東北自動車道(下道の通行)
 輸送施設名：中間貯蔵施設への輸送施設、中央IC付待避場
 安全対策：高圧の遮り
 今後は、福島県の皆さま、高速道路をご利用の皆さまのご理解とご協力のもと、安全かつ円滑なパイロット輸送を進めてまいります。

※IC付待避場、専用駐車マスは福島県内の各中間貯蔵施設に設置された専用駐車マス(専用マス)に設置しております。本路線での利用の際は必ず専用マスをご利用ください。ご不明な点は下記お問い合わせください。

対象となる高速道路

輸送車両の表示

除染土壌輸送専用
 OOC表示
 輸送車両の表示

※中間貯蔵施設、パイロット輸送に関するお問い合わせ先
 【お問い合わせ先】021-220-0227(受付時間：9:00～18:00、土日祝日を除く)
 ※中間貯蔵施設、パイロット輸送に関するお問い合わせ先はホームページをご覧ください。
 【中間貯蔵施設情報サイト】<http://www.nexco.co.jp/0212200227/0212200227/>
 【除染情報サイト】<http://www.nexco.co.jp/0212200227/0212200227/>

パーキングエリア内にお知らせを掲示

除染土壌等のパイロット輸送にあたっての主な安全対策

- 輸送対象物と輸送車両の一元的な管理
 - 輸送対象物と輸送車両の一元管理(同一の管理・手配、運送、休憩)が行われるよう、専用施設を設けます。
 - 輸送車両の積込作業は、IC付待避場にて実施し、一方の側面が道路に面した専用マスに限定されます。
 - IC付待避場の設置から道路へのアクセスは、専用車が通行可能なシステムです。
 - IC付待避場の設置準備の開始時期は、NEXCOが一元管理し、安全に実施を行います。
- 除染土壌等の飛散防止対策
 - 除染土壌等は、飛散防止対策として、専用施設に設置します。
 - IC付待避場の設置準備が完了した場合は、IC付待避場の設置に開始します。
 - 輸送車両の積込作業は、専用施設に設置された専用マスに限定されます。
- 運転者と作業員の教育
 - 輸送前に運転者や作業員の教育や研修を行い、本事業の重要性や、放射線対策に関する知識や安全対策について、運転者や作業員に伝達します。
- 待避場におけるスクリーニング
 - 輸送車両が専用施設に到着する前に放射線測定器によるスクリーニングを行い、基準値以上であれば輸送作業を行わずに、輸送車両等の待避場を待機させます。
- 輸送車両は、専用の駐車マスで待機
 - 輸送車両は、専用駐車マスに待機します。
 - 輸送車両の利用時間帯は、専用PAとして、7月18日より開始し、専用駐車マスに待機します。

学校からの搬出について

夏休み期間中(7月下旬～8月下旬)を利用して、棚倉町、郡山市、浅川町の計5つの小学校から除染土壌等の搬出を実施
東北自動車道、磐越自動車道、常磐自動車道を活用して運搬



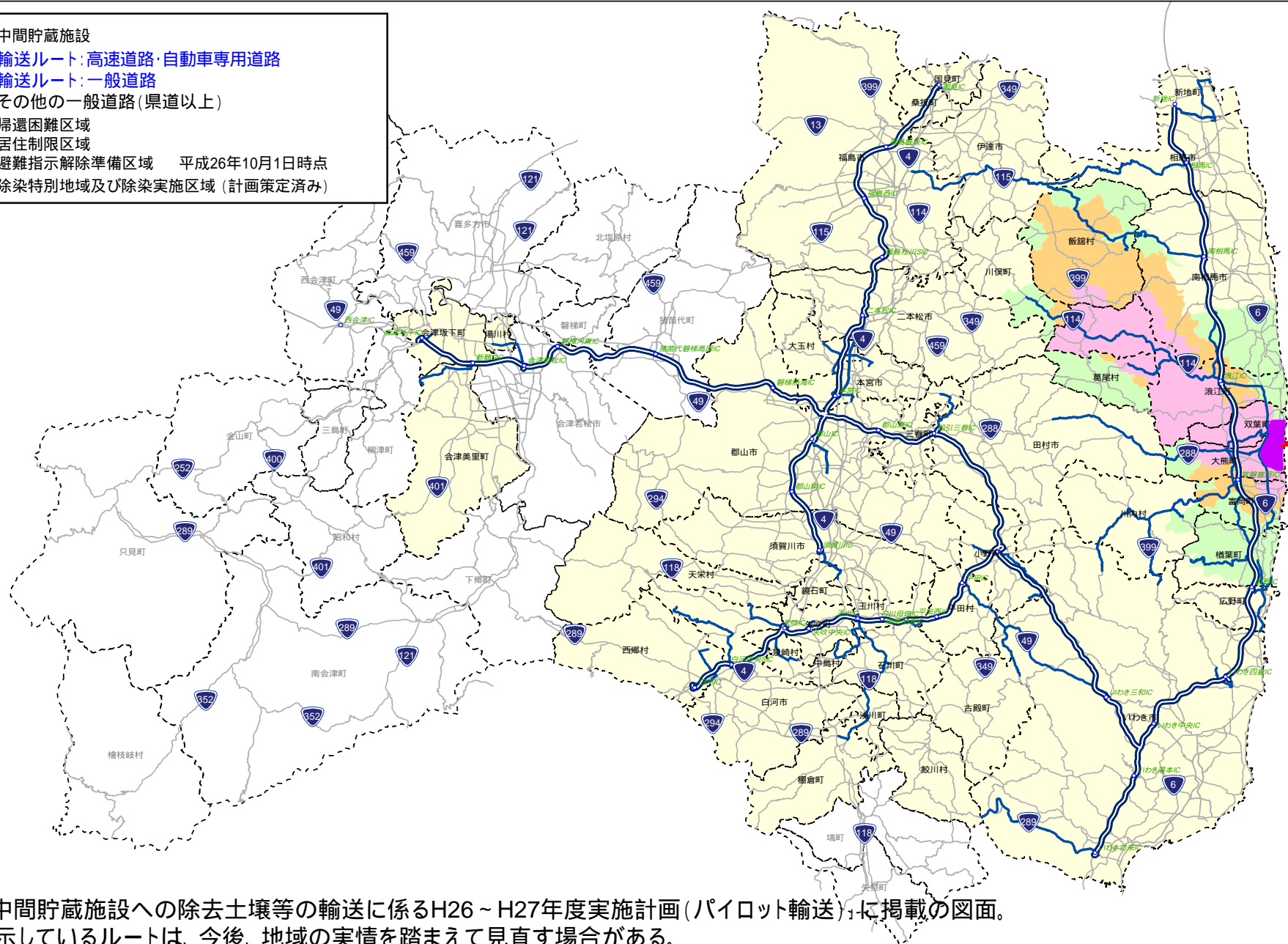
棚倉町からの搬出の様子

郡山市からの搬出の様子

浅川町からの搬出の様子

パイロット(試験)輸送の輸送路(福島県全域)

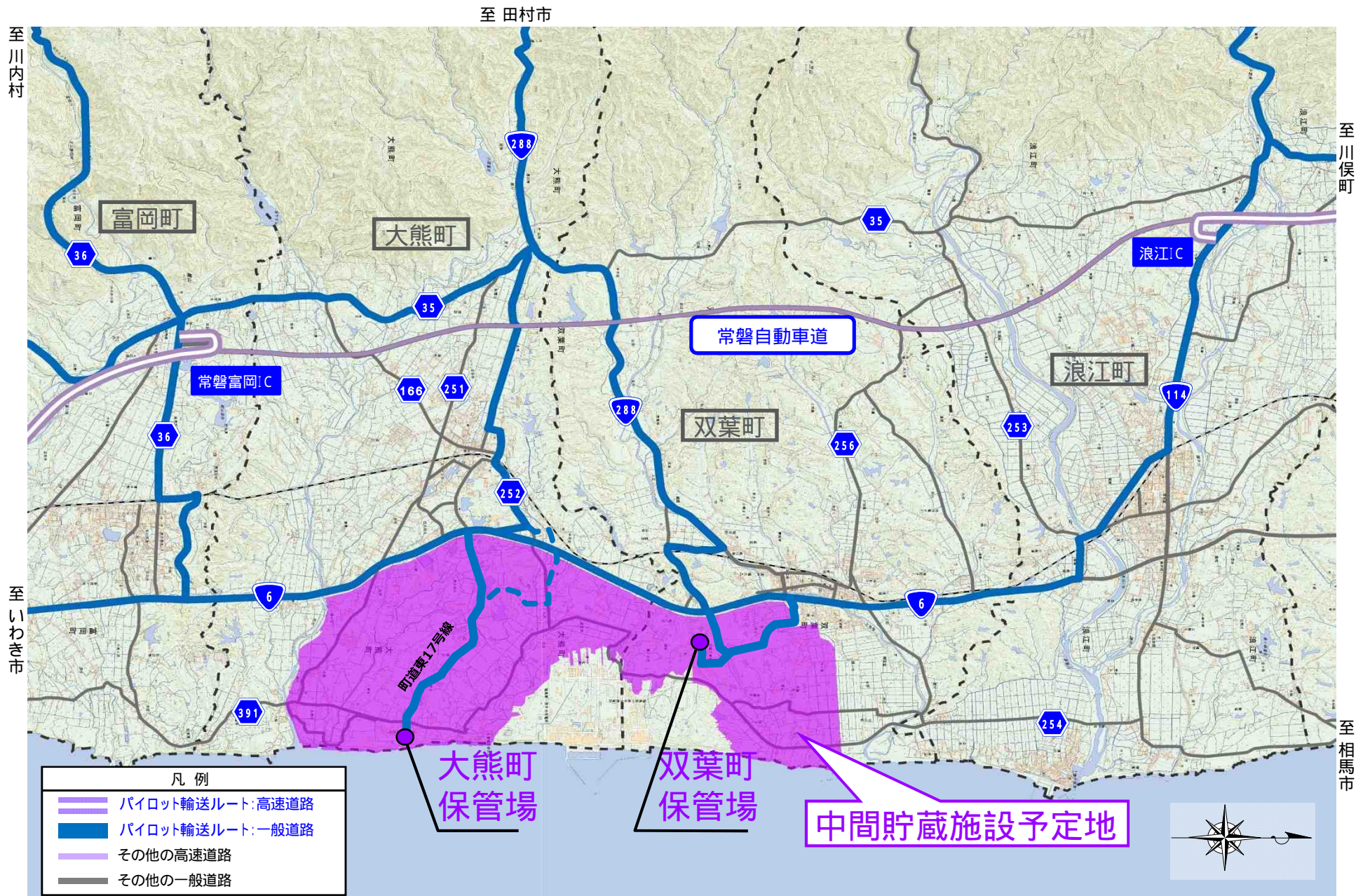
- 中間貯蔵施設
- 輸送ルート: 高速道路・自動車専用道路
- 輸送ルート: 一般道路
- その他の一般道路(県道以上)
- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域 平成26年10月1日時点
- 除染特別地域及び除染実施区域(計画策定済み)



中間貯蔵施設
予定地

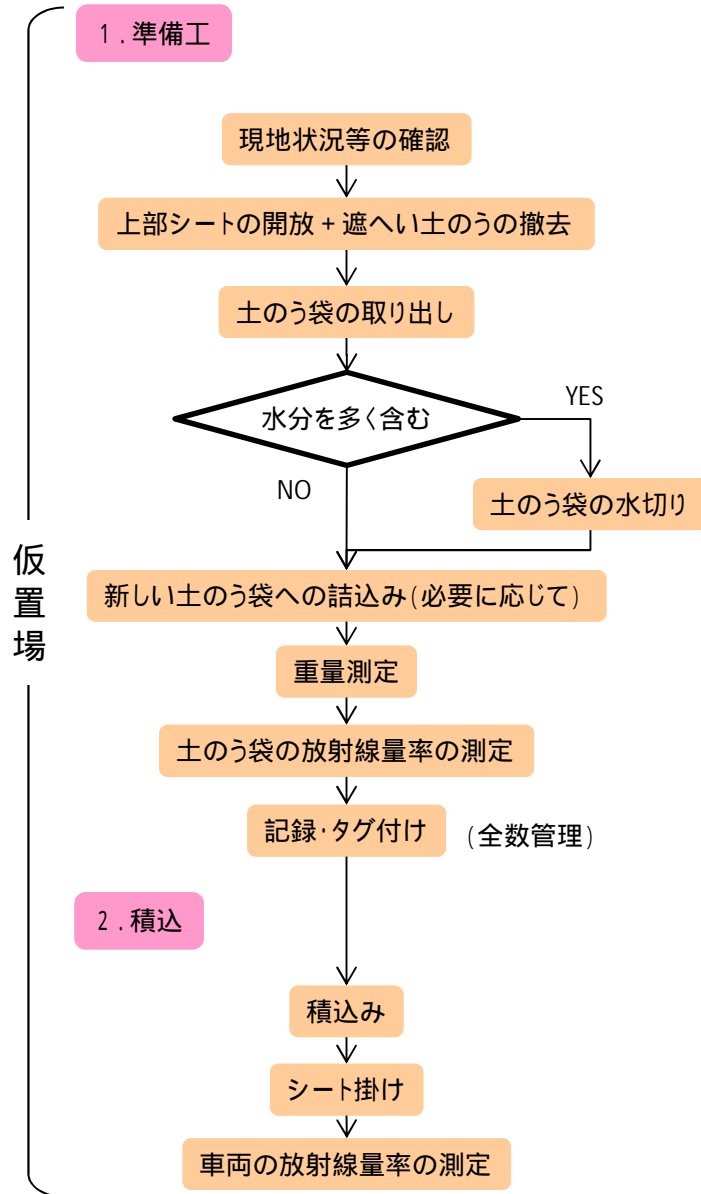
「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係るH26～H27年度実施計画(パイロット輸送)」に掲載の図面。
表示しているルートは、今後、地域の実情を踏まえて見直す場合がある。

輸送路(中間貯蔵施設予定地周辺)と保管場の位置



仮置場から保管場までの基本的な作業フロー

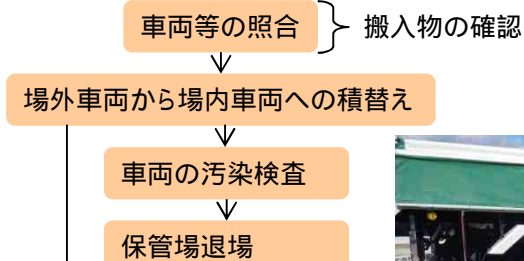
(注: 写真は除染工事等から引用したイメージ)



3. 輸送



4. 荷下ろし



5. 運搬・定置

場内車両による運搬・定置



保管場

輸送に係る車両・情報端末等



除染土壌等の
輸送車両である
ことを明示

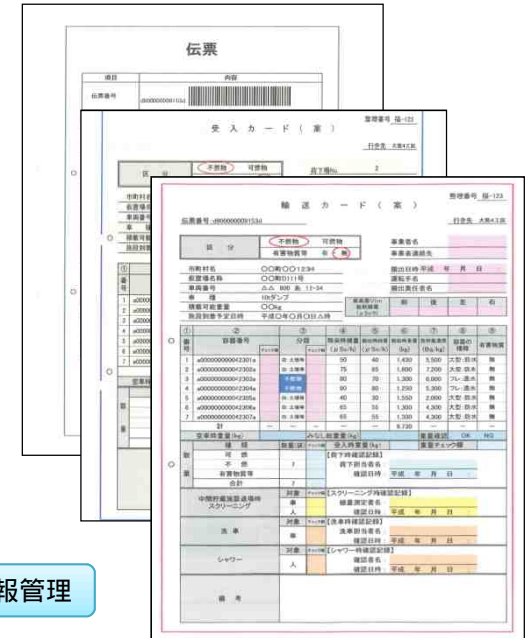
輸送車両(10tダンプトラック)

中間貯蔵施設へ除染土壌等を輸送する車両であることを明示



管理用端末

バーコード入力等で速やかに情報管理



帳票類



新タグ

旧タグ(仮置場ごとに異なる)

大型土のう袋のタグ

旧タグの情報を新タグに継承します



運行管理画面のイメージ

輸送車両の移動軌跡、通過時刻等が表示されます



位置情報発信車載器

保管場(ストックヤード)での基本的な作業

保管場に輸送車両が到着した後、重量の測定、積荷の確認などを行い、場外車両から場内車両への積替え、保管場での定置等を行います。



今後のパイロット(試験)輸送について

1. 搬出の考え方

(1) 基本的事項

仮置場から搬出先までの距離が近いところからの搬出を基本とし、仮置場ごとに個別に考慮すべき具体的事項を踏まえる。

(2) 考慮すべき具体的事項

学校等からは夏休み等に搬出

積雪等による影響が大きいと考えられる場合はできる限り秋までに搬出

(会津地域、一般道で阿武隈高地を超える市町村、積込場が山間部にある市町村について、積雪等による影響が大きいと考えられる場合)

上記以外の市町村についても、基本的事項を踏まえ順次調整を開始

平成27年8月5日 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議で提示

2. 保管場への搬出予定地域

(1) 大熊町保管場

県中地域南側の市町村

県南地域

会津地域

(2) 双葉町保管場

相双地域(相馬地域)

県北地域

県中地域北側の市町村

緊急時の対応について

協定書に基づく連絡体制の確立

モニタリングにおける異常の検出、施設内における火災又は重大な故障の発生、輸送等に当たっての施設周辺での事故などの発生の際には、協定書第7条に基づき、迅速かつ確実に福島県、大熊町及び双葉町へ連絡

連絡の体制(緊急時連絡網)、手段、内容について、福島県、大熊町及び双葉町と連携して整備・確立

異常事態の把握

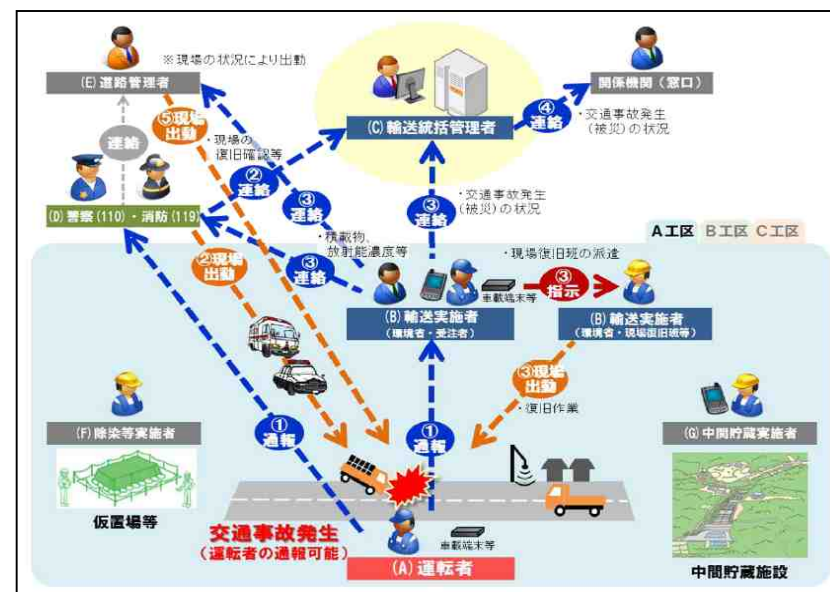
中間貯蔵管理センター(いわき)における輸送車両の監視やモニタリングなどを通じ、異常事態の発生を把握

初動体制の整備・確立

輸送中における事故等に備え、関係機関(警察、消防、道路管理者等)とともに緊急時対応マニュアルを整備

環境省浜通り事務所(いわき)や工事受注者による巡回パトロールの実施

関係機関と連携した緊急時の通報・連絡訓練や運転者や作業員に対する教育・研修の実施



輸送における事故時の連絡及び現場出動対応 13

県・町による状況確認について

中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書

甲：福島県
乙：大熊町、双葉町

(状況確認)

第9条 甲又は乙は、前条第1項の規定に基づく立入調査とは別に、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に関する事項(第2条の説明事項に関することを含む。)について、状況確認を行うことができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定に基づき状況確認を行うときは、あらかじめ丙に対しその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

これまでの状況確認の内容

福島県、大熊町及び双葉町が保管場の作業やモニタリングの状況等を確認
福島県が搬出作業や輸送作業の状況等を確認



仮置場搬出前の状況確認



保管場作業の状況確認

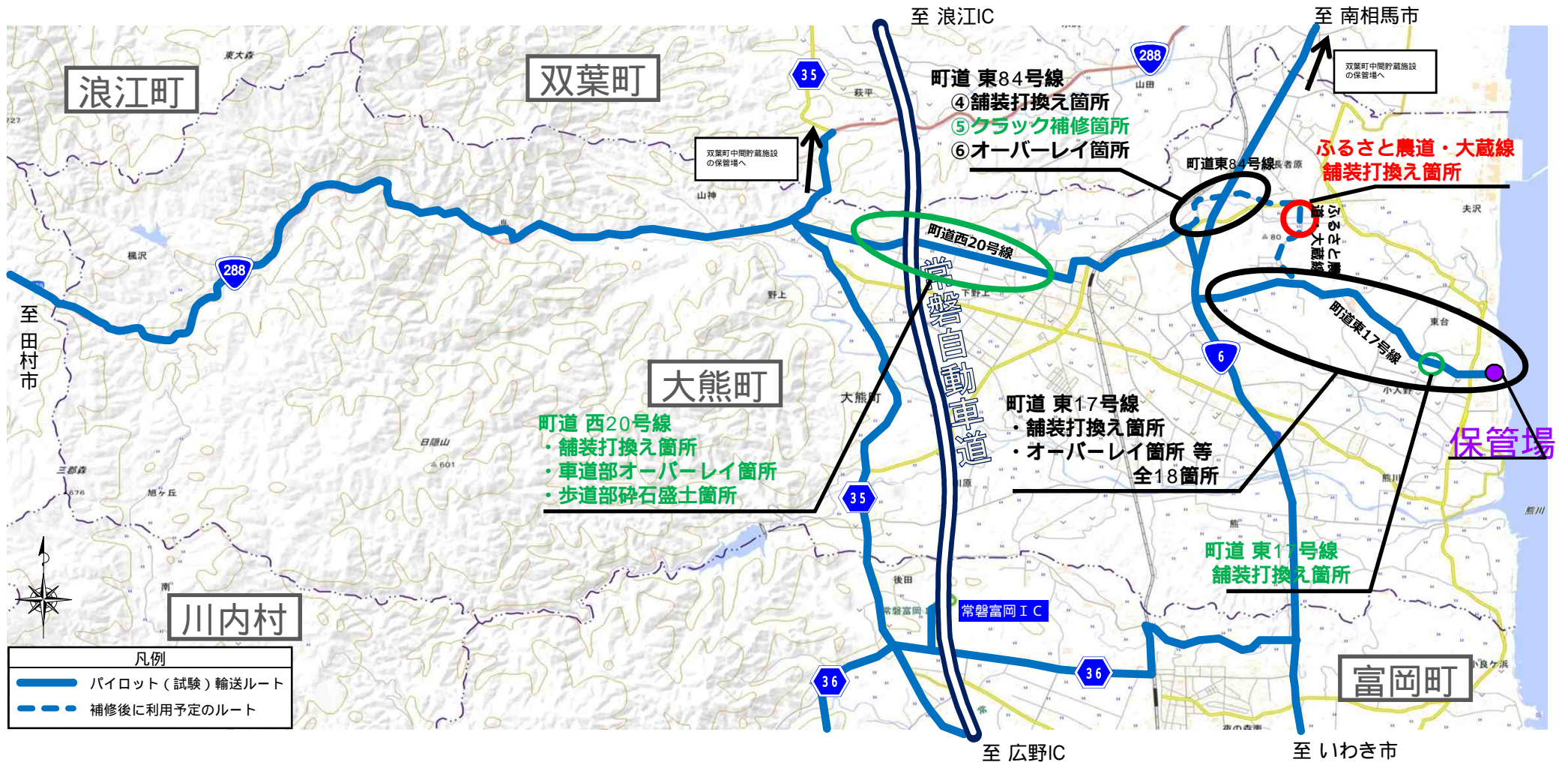


モニタリングの状況確認

輸送実施にあたり道路補修等を実施した箇所(大熊町)

:パイロット(試験)輸送開始前に道路補修等を実施した箇所
 ~ :国道6号アンダーパスを通行するために道路補修等が必要な箇所(、は、追加で道路補修等の要望があった箇所)

黒字 : 施工完了
 赤字 : 施工中(9月中旬に完了予定)
 緑字 : 今後施工する箇所(10月半ばまでに完了予定)



道路補修等を実施した箇所(大熊町)



補修前



補修後

舗装打替え箇所
(町道 東84号線)



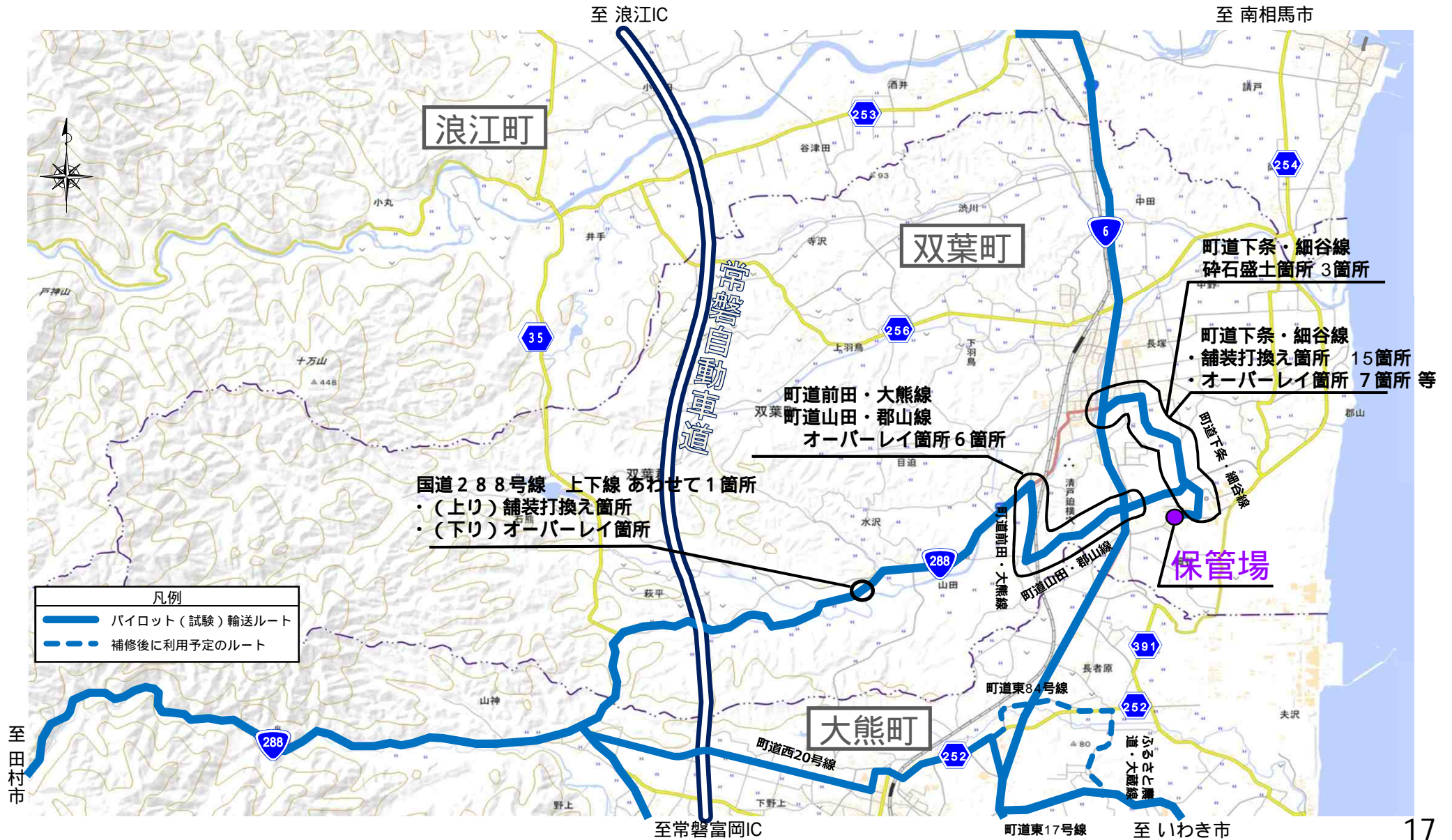
補修中(路盤転圧)

輸送実施にあたり道路補修等を実施した箇所(双葉町)

：パイロット（試験）輸送開始前に道路補修等を実施した箇所

～ ：他市町村からの輸送開始に合わせて、追加で道路補修等を実施した箇所

黒字：施工完了



道路補修等を実施した箇所の例(双葉町)



補修前



補修後

**国道288号線
補修箇所
(上り)舗装打換え
(下り)オーバーレイ**



補修中(路盤転圧)

車両周辺での放射線量の測定結果

(平成27年9月9日時点)

仮置場において除染土壌等の搬出前に、輸送車両の前後左右で輸送車両から1m離れた地点で放射線量率を測定し、安全性を確認している。



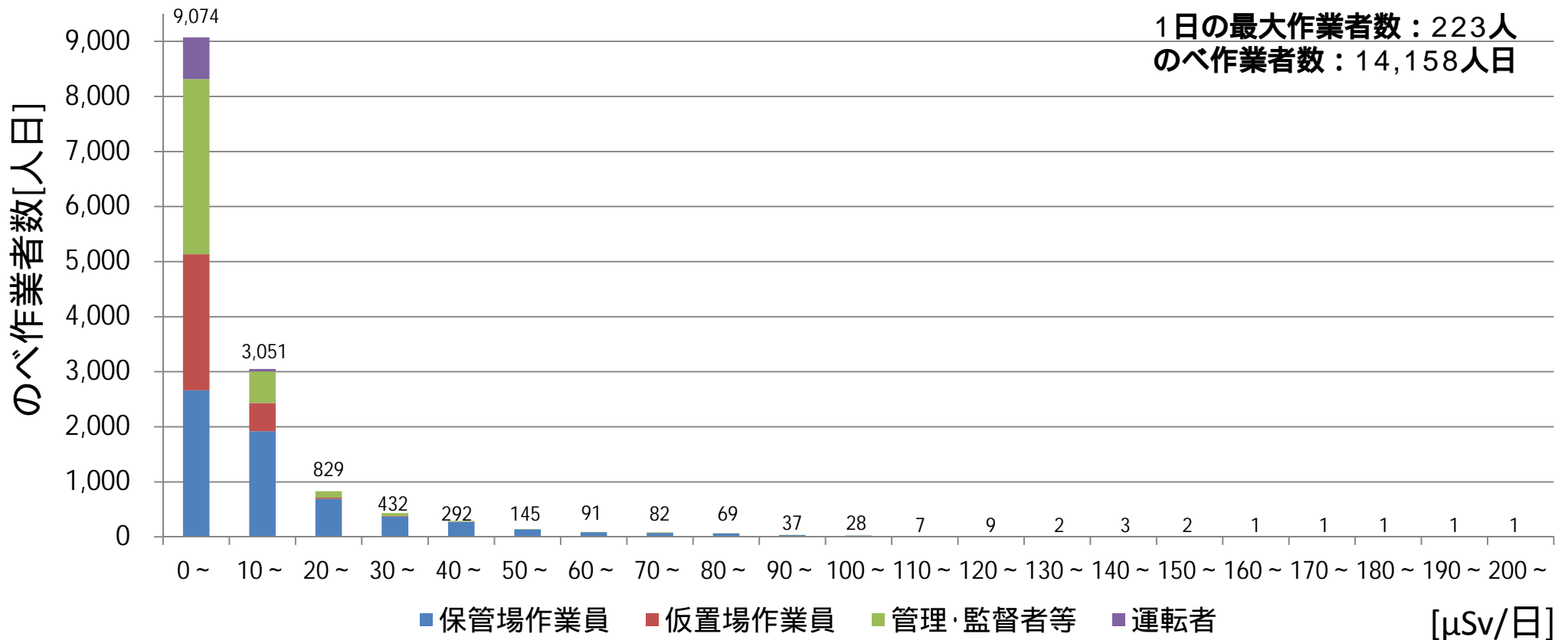
車両周り1mの放射線量率 (μSv/h) (前/後/左/右の別に測定)

作業員の被ばく管理

仮置場、保管場の作業員、輸送車両の運転者等、すべての業務従事者の被ばく線量が、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に示された限度(5年間で100mSvかつ1年間で50mSv等)を超えないよう、各事業者が適正に管理している。

さらに、工事の受注者は、業務従事者の被ばく線量が1年間で16mSvを超えないよう、自主管理している。

環境省はこれを監視・監督するため、各事業者が管理する業務従事者の被ばく線量の情報を収集し、確認・分析を行っている。



作業員の日次被ばく線量の分布 (平成27年3～7月)

保管場の安全対策について

(1) 放射線の遮へい

厚さ30cmの覆土により、放射線量を98～99%減少させることが技術的に可能。

この科学的知見を基に、保管場周辺に遮へい土のうを設置し、保管場設置による周囲の空間線量率の上昇を防いでいる。

厚さ(cm)	覆土による遮へい効果
5cm	51%減
10cm	74%減
15cm	86%減
30cm	98%減

出典：埋設処分における濃度上限値評価のための外部被ばく線量換算係数（2008年、日本原子力研究開発機構）

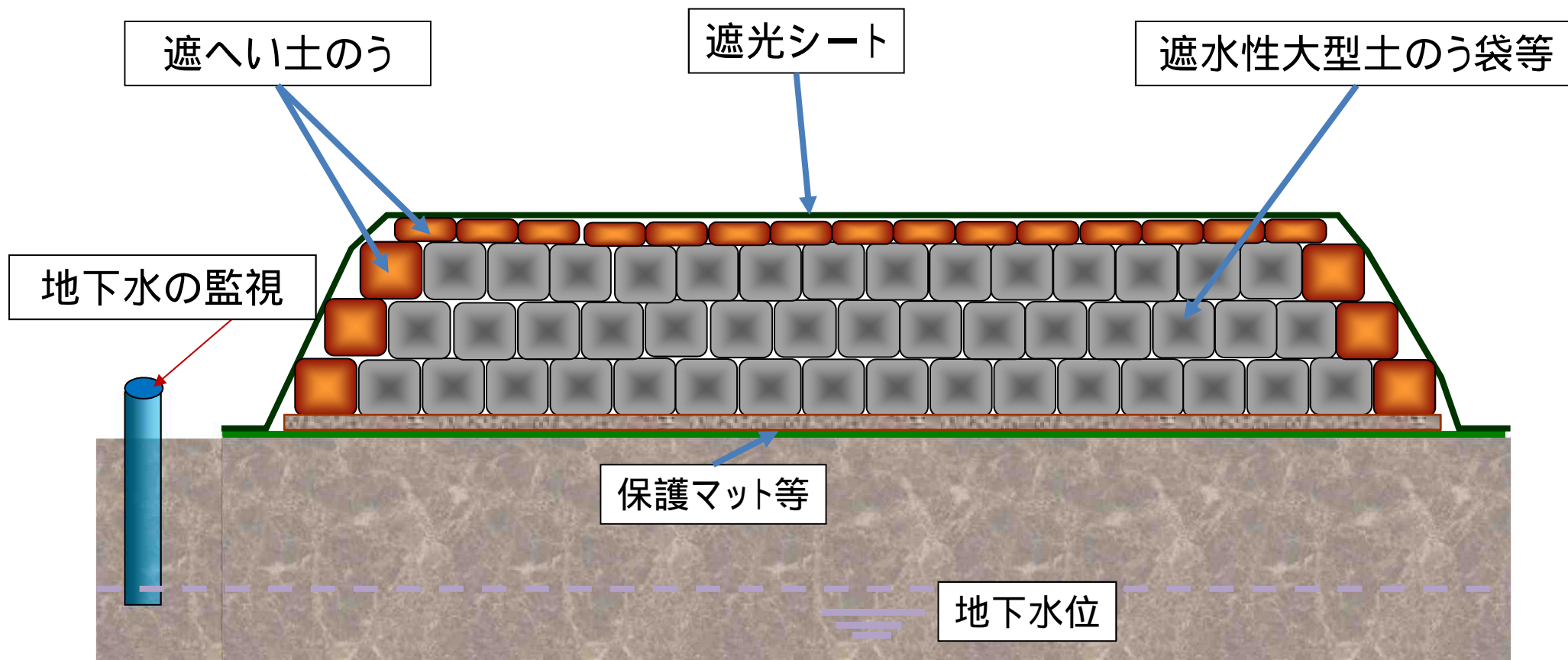
(2) 放射性物質の閉じ込め

除染土壌等に含まれる放射性セシウムを閉じ込めておくため、水を通さない**遮水性の大型土のう袋等**（日本フレキシブルコンテナ工業会又は（一財）土木研究センターの仕様を**満足し、性能規定（ ）を満たした製品のみ**）を使用し、放射性物質を含んだ土壌等が袋の外に出ないようにするとともに、雨水（降水）の浸入を防止する。

（ ）遮水性については、JISの防水試験法による規定を満たした性能を要求。耐久性については、圧縮試験、落下試験、突刺し試験、耐候性試験（紫外線照射試験後に所定の強度を有すること）等の性能を要求。

保管場の安全対策について

(3) 保管場の施工方法



遮水性大型土のう袋等による放射性物質の閉じ込め、遮へい土のうによる放射線の遮へい、保護マット等による大型土のう袋等の保護など、多重の対策を実施。

上記工法は、放射性物質汚染対処特措法令や除染関係ガイドライン等を遵守したもの。

保管場の安全対策について

(4) 目視点検・モニタリング

1. 平常時の点検（日次）

保管場の飛散防止措置、雨水等の浸入防止措置、流出防止措置を確認

2. 異常時の点検（随時）

台風、豪雨、火災、地震等により保管場の状態に変化が生じる恐れがある場合に状況を確認

3. 空間線量率の測定（連続・日次）

特措法等に基づき各保管場の入口1地点と近傍4地点にて日に1回測定を実施
それに加え、保管場周辺4地点にて連続測定を実施

4. 地下水中の放射性物質濃度の測定（月次）

各保管場1地点にて月に1回測定を実施

モニタリングの状況(詳細)

1. 保管場

- 1 - 1. 保管場境界における空間線量率の測定(連続測定)
- 1 - 2. 保管場境界における空間線量率の測定(日次測定)
- 1 - 3. 保管場における地下水中放射性物質濃度の測定(月次測定)

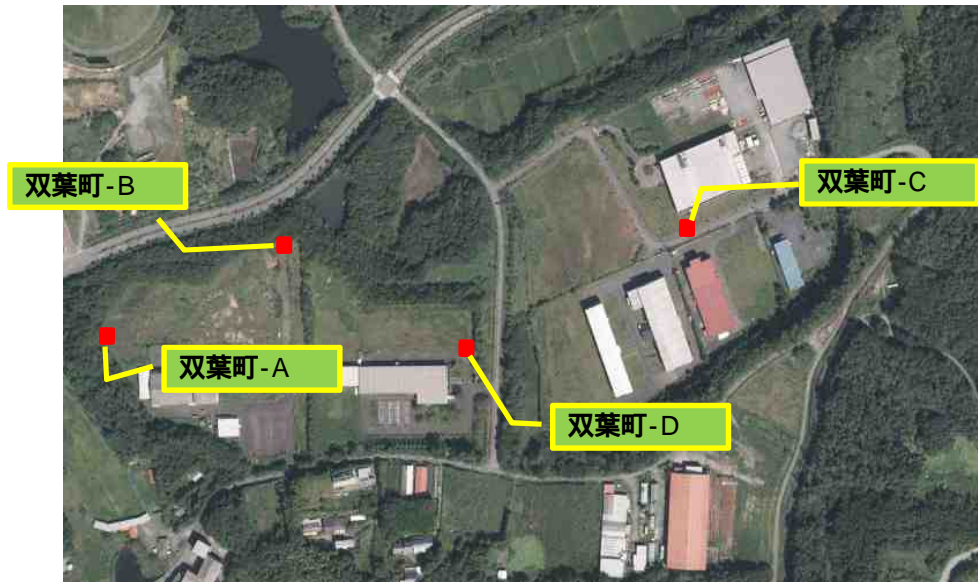
2. 中間貯蔵施設予定地敷地境界の大気中放射性物質濃度・空間線量率の測定(連続測定)

3. 輸送路の放射線量率の測定(連続測定)

1 - 1 . 保管場境界における空間線量率の測定 (連続測定)

■ 空間線量率測定地点 (連続測定)

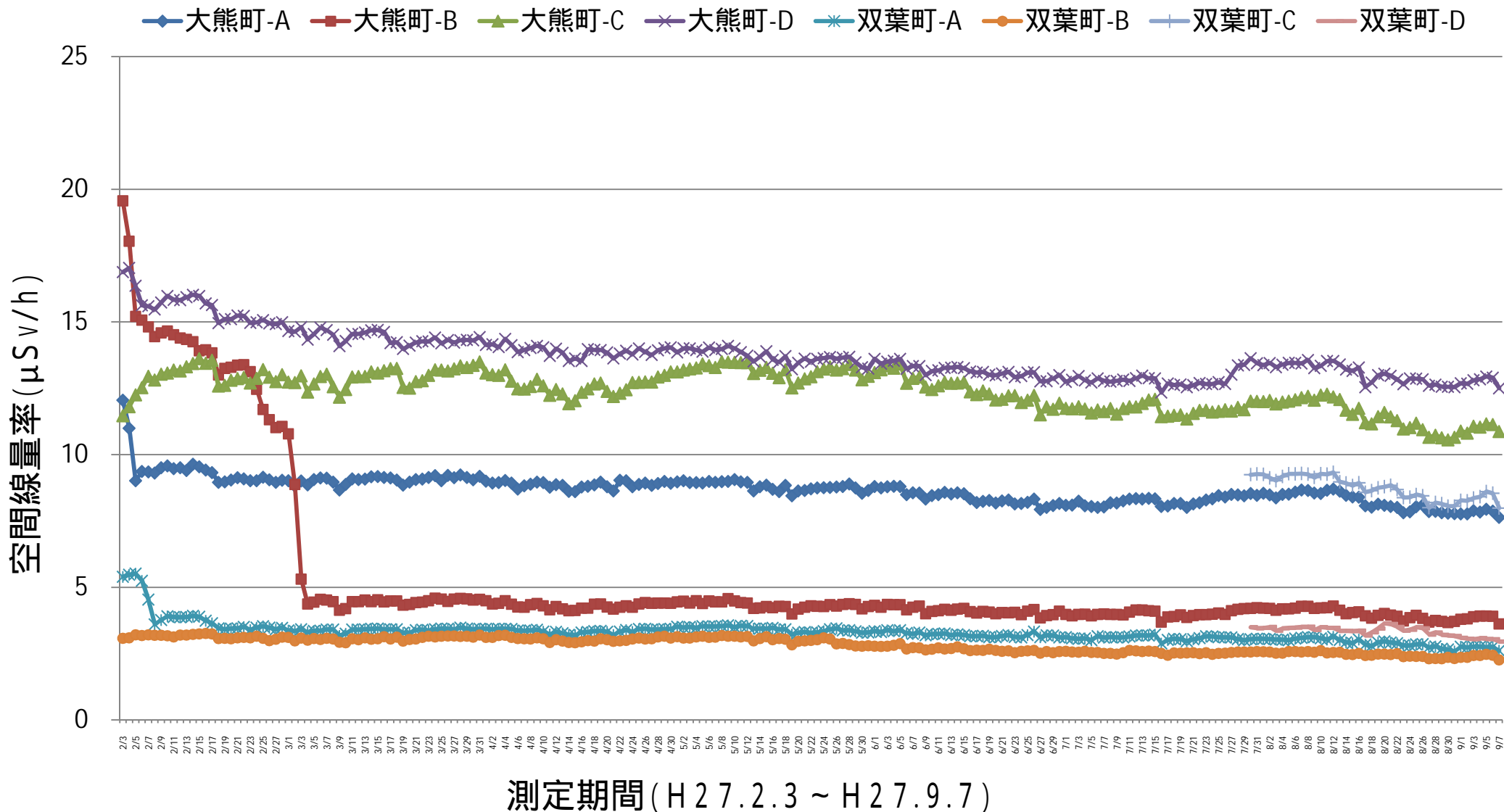
双葉工業団地



大熊東工業団地



1 - 1 . 保管場境界における空間線量率の測定結果 (連続測定)



< 評価 >

空間線量率は、通常の変動の範囲内で推移していることを確認。

なお、線量が低下している地点は、線量低減措置、降雨、気温変化等によるものと考えられる。

1 - 2 . 保管場境界における空間線量率の測定 (日次測定)

● 空間線量率測定地点

双葉工業団地

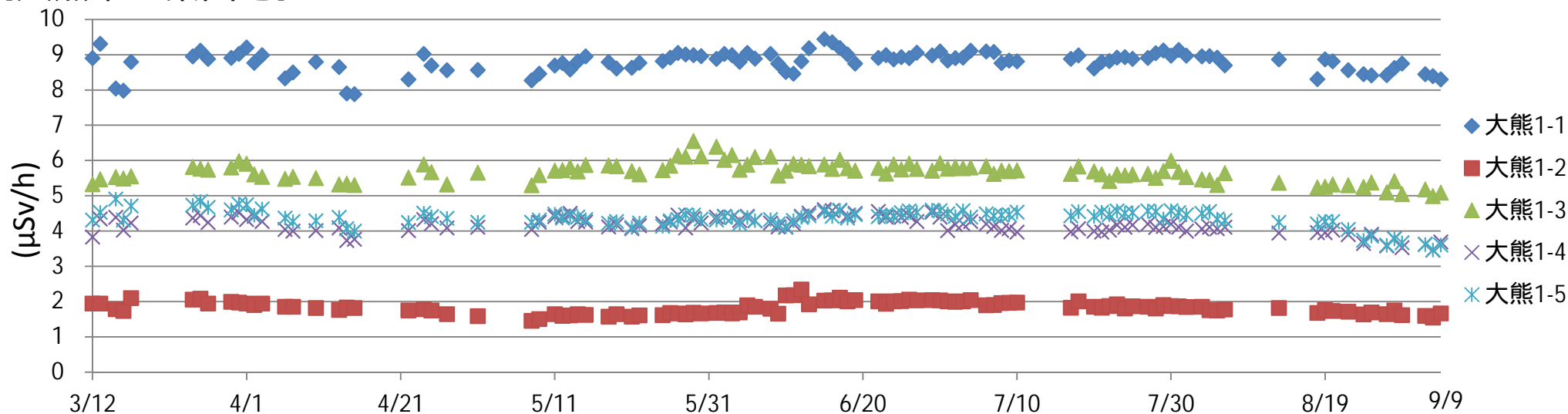


大熊東工業団地

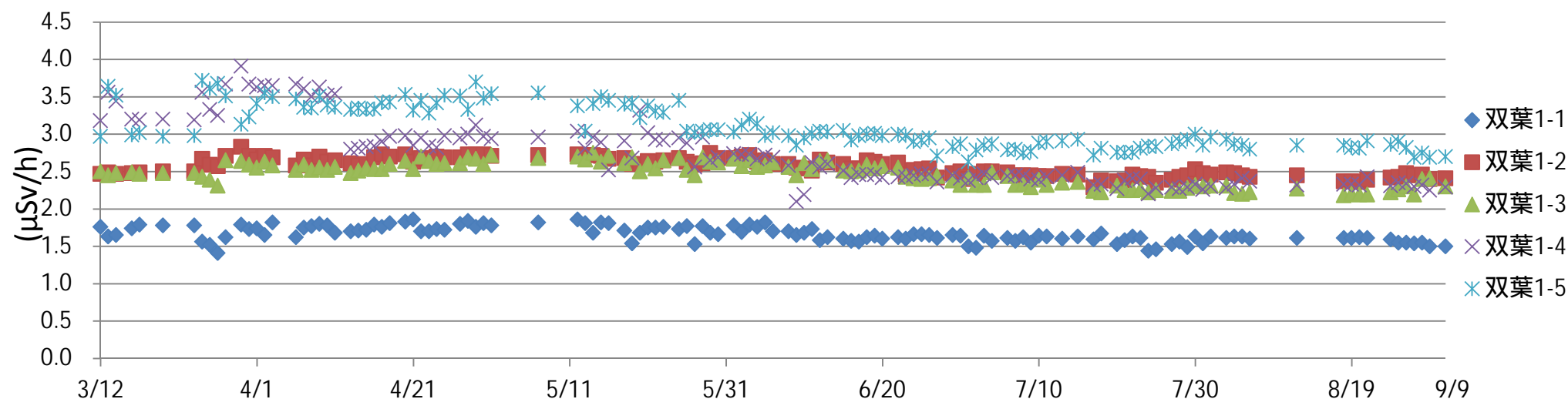


1 - 2 . 保管場境界における空間線量率の測定結果(日次測定)

【大熊東工業団地】



【双葉工業団地】



< 評価 >

空間線量率は、通常の変動の範囲内で推移していることを確認。

1 - 3 . 保管場における地下水中放射性物質濃度測定の実績 (月次測定)

▲ 地下水中放射性物質濃度測定地点

双葉工業団地



大熊東工業団地



< 評価 > 地下水中放射性物質濃度は検出下限値未満であり、検出されていないことを確認。
検出下限値は1Bq/L

2. 中間貯蔵施設予定地 敷地境界における 大気中放射性物質濃度の測定

中間貯蔵施設に係る指針に基づき
大気中の浮遊じんに含まれる
放射性物質濃度の連続測定を実施。

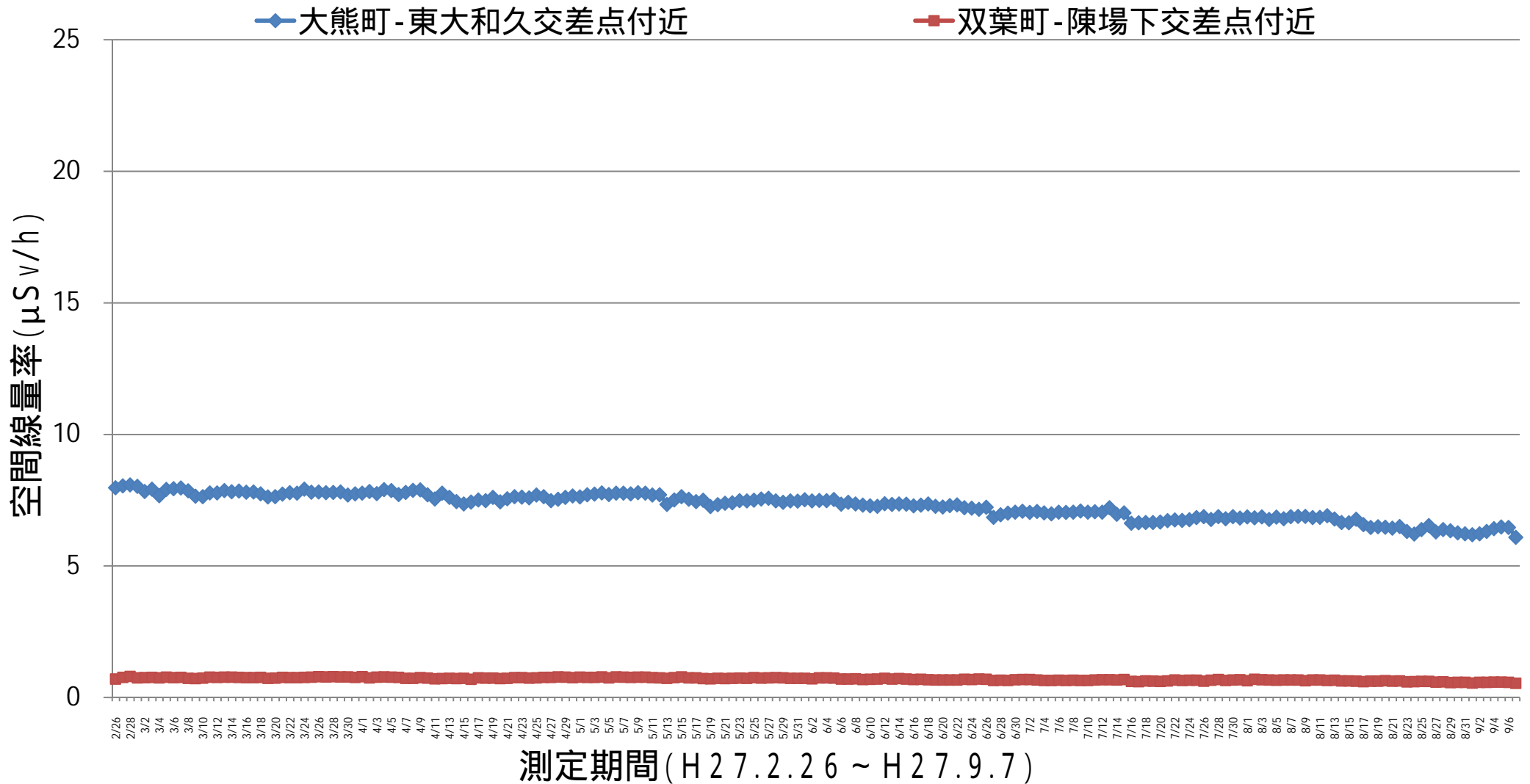
< 評価 >

大気中放射性物質濃度は
検出下限値未満であり、
検出されていないことを確認。
検出下限値は、
10億分の1 ~ 1億分の1 Bq/cm³程度



(c)Esri Japan

2. 中間貯蔵施設予定地 敷地境界における空間線量率の測定結果(連続測定)

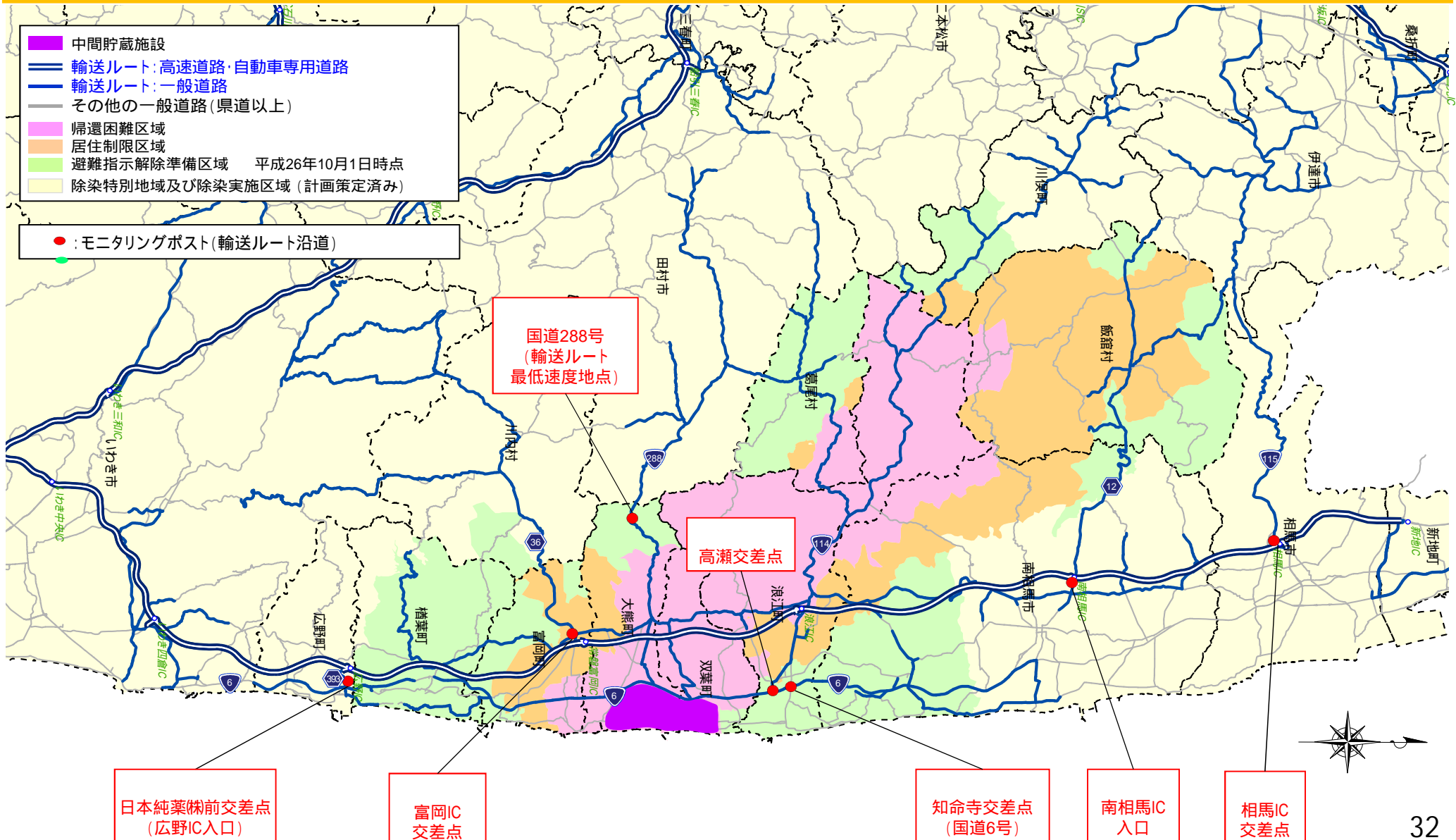


< 評価 >

空間線量率は通常の変動の範囲内で推移。

3. 輸送路における放射線量率の測定

輸送車両の通過地点のうち、交差点や速度低下地点において、遮へい板付きの測定器を用いて周囲からの放射線の影響を除去して、車道から歩道方向に入射する放射線量率の変化の測定を実施。



3. 輸送路における放射線量率の測定結果 (H27.8.31時点)

	平均値 ¹ [μSv/h] = (a)	設定値 ² [μSv/h]	設定値を超過した累積時間数 [時間] ³ (/全時間数)	うち最大値 [μSv/h] ³ = (b)	追加被ばく線量率の 最大値[μSv/h] ³ = (b) - (a)
知命寺	0.04	0.06	-	-	-
高瀬	0.02	0.05	0.9 (/約900)	0.35	0.33
国道288号	0.06	0.08	5.5 (/約500)	0.10	0.04
富岡IC	0.18	0.28	0 (/約1,100)	-	-
広野IC	0.05	0.07	1.5 (/約600)	0.08	0.03
南相馬IC	0.07	0.10	-	-	-
相馬IC	0.01	0.04	-	-	-

1 測定期間の平均値。

車道から歩道方向に入射する放射線のみ捕捉すべく遮へい板を付けているため、当該地点の空間線量率とは値が異なる。

2 測定期間の平均値+標準偏差の3倍で設定。

3 当該モニタリングポストを通過する輸送が行われた日の実績。測定は20秒単位。

< 評価 >

輸送車両が通る時などに、瞬間的に平常時よりも高い放射線量率が観測される場合があるが、追加被ばく量は十分に小さいことを確認。

今後も継続的にデータを取得し、輸送車両による年間の追加被ばく量を評価していく。

情報公開について

(1) ウェブサイト

環境省ウェブサイト及びJESCOウェブサイトにおいて、中間貯蔵施設の概要、輸送の方法、施設や輸送の状況、モニタリングに係る情報等を提供。

環境省ウェブサイト

(中間貯蔵施設情報サイト)

<https://josen.env.go.jp/chukanchozou>

JESCOウェブサイト

<http://www.jesconet.co.jp/interim/index.html>

(2) お問い合わせ窓口・相談室

中間貯蔵施設全般、輸送、生活再建・用地補償に関するお問い合わせについて、窓口・相談室を設置して対応。

中間貯蔵施設全般に関するお問い合わせ窓口

中間貯蔵施設に係る全般的なお問い合わせは、下記窓口（フリーダイヤル）へお問い合わせください。

 TEL : 0120-027-582 (フリーダイヤル)
受付時間 : 9:00~18:15 (日祝除く)

※ 承った内容および担当者の対応内容の確認を目的として、お問い合わせいただいた方との通話を録音させていただいております。

輸送の専用窓口

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に関するお問い合わせなどに対応させていただきます。

 TEL : 0120-10-1951 (フリーダイヤル)
受付時間 : 8:30~17:15 (土日祝除く)

(3) パンフレットの配布等

中間貯蔵施設や輸送についてのパンフレットなどを作成・配布し、関係住民の方々などに中間貯蔵事業に関する情報等を提供。



大熊町民・双葉町民への広報について

大熊町及び双葉町のご協力を得て、中間貯蔵施設に関する情報を大熊町、双葉町の広報紙に掲載。

おおくま 定点観測

～顕藻公園から～

司内の様子を特定の撮影場所から毎月写真で紹介いたします。今回は顕藻公園からの風景です。




撮影に出かけたのは5月7日。公園敷地内の池のほとりに行く途中が曇りでしたが、高気圧の接近で中野町農産物の保管場へパイロット輸送を終えて帰る途中、前回の日に訪れたときと異なり、曇り空になりました。

5月中旬に田舎も歩き回っており、大川原には多くの人々が訪れることになりました。

ふるさと

◆中間貯蔵施設について◆

実地中の工事 (仮設仮設)

- ・町内車庫(仮設)から大熊町保管場への放射線輸送(パイロット輸送)が行われています。
- ・県内の他の市町村の仮設保管場から大熊町保管場への放射線輸送(パイロット輸送)が行われています。

保管場からの搬出作業状況



保管場への搬入状況



環境安全委員会

安全確保等に関する協定書について、県及び大熊町、双葉町からなる環境安全委員会が設置され、施設の概要や工事の状況等について報告しました。

【問い合わせ先】
環境安全委員会
〒024-8603 大熊町
〒024-8603 双葉町

5 広報紙 2015 (平成 27 年) 6 月号

大熊町広報紙

広報ふたば 平成27年6月 16

環境省福島環境再生事務所からのお知らせ

◎除染について

- 現在実施している拠点除染(徳園国庫区域)について (6月8日現在)
 - ・平成27年2月から町コミュニティセンター、双葉中学校、双葉高校、道路などについて拠点除染を実施しています。なお、377双葉交差点、3701基地前(双葉石商)については除染が完了しました。
- 本格除染(遊園部示解除準備区域)について
 - ・6月20日に除染工事に着手いたしました。

◎廃棄物処理について

- 廃棄物処理の要請について
 - ・廃棄物処理については、平成26年度より遊園部示解除準備区域において着手しました。
 - ・津波がれきりについては両竹地区、中野地区の集積付近の津波がれきを回収し、中野地区に搬入した位置場に搬入しました。
 - ・片づけごみについては、両竹、中野地区の片づけごみを回収し、中野地区の位置場に搬入完了しました。
- 平成27年度の予定について
 - ・津波がれきについては引き続き回収を実施し位置場に搬入します。
 - ・遊園部示解除準備区域の被災家の解体については、平成27年度中に解体申請の受付を開始し、解体に着手する予定です。なお、詳細は別途お知らせします。

【問い合わせ先】
福島環境再生事務所 熊中・黒南支所
☎024-888-0610

◎中間貯蔵施設について

- 試験輸送(パイロット輸送)について (5月8日現在)
 - ・平成27年3月から、中間貯蔵施設の保管場へのパイロット輸送を行っています。
 - ・第1段として、新山保管場から双葉町保管場へのパイロット輸送が4月14日に終了しています。
 - ・パイロット輸送については、1年程度かけて実施してまいります。安全・安心の確保などの取組をしっかりと進めてまいります。
- 保管場の放射線監視について
 - ・除染土壌等の搬入による放射線量の増加がないことを確認しています。今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。
- 環境安全委員会について
 - ・安全確保等に関する協定書に基づいて、県及び双葉町、大熊町等からなる環境安全委員会が設置され、4月13日に第1回を開催し、施設の概要や工事の状況等について報告しました。

【問い合わせ先】
福島環境再生事務所 中間貯蔵施設建設調整事務所
調整設計部 ☎024-563-1297

双葉町広報紙

35

これまでのパイロット(試験)輸送について

全般的事項

これまでに、輸送車両数のべ2,136台により、13,150m³の除染土壌等について、仮置場からの搬出、輸送、保管場での定置を完了した(9月9日時点)。これまでのところ講じた安全対策等は概ね想定どおり機能し、輸送を実施できている。

(例: モニタリングにおいて異常値は検出されていない。仮置場搬出時の輸送車両周囲の放射線量測定、保管場退出時のスクリーニングともに全て基準値未満であることを確認した。輸送車両による渋滞や交通事故は無かった。)

今後は、パイロット(試験)輸送の検証等を通じて課題をより具体化・明確化し、輸送量等を勘案しながら安全かつ円滑な輸送に必要な対策等を講じていく。

個別事項

統括管理

- 総合管理システムによる、輸送する全ての大型土のう袋等の中身や重量等の管理、輸送車両の走行位置の常時管理等については、想定通り機能している。今後の大量輸送に対応できるよう、システムの拡張や現場作業に即したさらなる効率化が課題。

仮置場搬出

- 遮水性を有する大型土のう袋等への詰込みや、輸送車両の荷台上部を防水性シートで覆うことなどにより、搬出・輸送時の除染土壌等の飛散・流出等を防止した。今後の大量輸送に向け、それぞれの仮置場の仕様(作業スペース、進入路)や除染土壌等の保管実態に応じた安全かつ効率的な作業手順等のさらなる具体化が課題。

輸送路

- 必要な輸送路の補修等により、輸送中の輸送車両の事故等の発生はなかった。今後の大量輸送に向けた輸送ルート決定や必要な補修等の実施が課題。

施設搬入・退出

- 輸送車両の国道6号線から施設予定地内への搬入(ゲート通過)、予定地内から国道6号線への退出時には、大きな混乱や事故等の発生はなかった。今後の大量輸送に向け、帰還困難区域ゲート通過やスクリーニングの効率化等、より安全かつ円滑な搬入・退出対策が課題。

中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱

中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書第 12 条の規定に基づきこの要綱を定める。

第 1 目的及び名称

福島県内において生じた除去土壌等の中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬の状況等について報告を受け、監視を行い、中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に關すること等について助言を行うことを目的として、福島県、大熊町、双葉町及び環境省は、中間貯蔵施設環境安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 活動

委員会は、次の事項について、環境省等から報告を受け、監視を行い、意見交換及び助言等を行う。

- (1) 中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬の状況に關すること
- (2) 中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に關すること
- (3) 中間貯蔵施設に係る情報の公開その他の国民の理解の促進及び住民との信頼関係の確保に關すること
- (4) その他中間貯蔵施設の安全の確保に必要な事項

第 3 構成

1. 委員会は、次に掲げる区分ごとに、次に掲げる人数の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 福島県 2人
- (3) 大熊町 2人
- (4) 双葉町 2人
- (5) 大熊町が指名する住民 4人
- (6) 双葉町が指名する住民 4人

2. 委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

3. 委員が任期途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期

間とする。

4. 1の(1)の学識経験者の委員は、福島県、大熊町、双葉町及び環境省が協議して指名するものとする。
5. 1の(2)～(6)の委員については、それぞれの議会議員を含めることができるものとする。
6. 委員会は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の職員をオブザーバーとして参加させることができる。

第4 委員長

1. 委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、委員の中から委員会において互選する。
3. 委員長は、必要な際に委員会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 委員長の任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第5 議事録

委員会は、議事録を作成し、公表するものとする。

第6 その他

1. 委員会の事務は、環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所が行う。
2. この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から実施する。

中間貯蔵施設環境安全委員会 委員名簿

敬称略

(学識経験者)

- 河津 賢澄 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター
特任教授
- 石田 順一郎 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
福島研究開発部門特任参与

(福島県)

- 大島 幸一 福島県生活環境部次長
- 星 一 福島県生活環境部中間貯蔵施設等対策室室長

(大熊町)

- 石田 仁 大熊町副町長
- 吉岡 文弘 大熊町環境対策課課長

(双葉町)

- 半澤 浩司 双葉町副町長
- 猪狩 浩 双葉町産業建設課課長

(大熊町が指名する住民)

- 井戸川 洋一 大熊町行政区長会会長
- 土屋 繁男 大熊町野馬形行政区区長
- 門馬 幸治 30年中間貯蔵施設地権者会会長
- 鈴木 光一 大熊町議会議員

(双葉町が指名する住民)

- 石田 翼 双葉町行政区長会会長
- 齊藤 宗一 双葉町郡山行政区区長
- 菅野 博紀 双葉町議会議員
- 高萩 文孝 双葉町議会議員